

第1回 甲賀市景観審議会 会議録 要旨

● 日 時 : 平成24年5月18日(金) 13:30~16:00

● 場 所 : 甲賀市役所 水口庁舎 第4委員会室

● 出席者 7名

● 欠席者 1名

● 事務局 5名

● 次 第

1. 開会
2. 市民憲章の唱和
3. 挨拶
4. 委員紹介
5. 会長等の選出
6. 諮問 甲賀市景観計画について
7. 諮問内容の説明及び審議
 - (1) 計画の策定について
 - (2) 文化的景観に関する視点の追加について
 - (3) 景観形成地区について
8. 閉会挨拶

5. 正副会長の選出

会長の選出については、事務局一任との声に従い、谷口氏を会長として選出。

<会長あいさつ>

こんにちは。景観基本計画でご一緒させていただいたみなさんですので、大変心強く感じています。基本計画、条例を実施していくための計画づくりを諮問されました。審議会として答申できるように審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

滋賀県には琵琶湖を中心とした盆地的な景観が特徴となっておりますが、北部、南部、琵琶湖岸と、地域によって違いがあります。甲賀地域の独自性を出していけると良いと思っております。

6. 諮問 甲賀市景観計画について

7. 諮問内容の説明及び審議

- (1) 計画の策定について
- (2) 文化的景観に関する視点の追加について
- (3) 景観形成地区について (◎: 委員 ○: 事務局)

○ 審議委員8名中7名が出席しており、審議会が成立していることを報告します。

会長が議長となることになっておりますので、今後の進行をよろしくお願いします。

◎ 資料の説明をお願いします。

○ <事務局説明>

◎ 資料1について、ご意見をいただきたいと思います。P2の全体像を踏まえて、今回の景観づくりについてのご意見はありますか？

◎ この審議会は公開ですか、非公開ですか。

○ 原則公開としたいと考えています。

景観のルール化に関するものについて、谷口先生と相談させていただきながら対応していきたいと考えています。

◎ 議事録については、審議委員全員の承認を得た上で公開として欲しいと思います。

◎ 景観の取組については、住民の理解が必要です。公開にして欲しいと思います。議事録については、発言者の名前は掲載しないと思いますが、内容について確認していただきたいと思います。

◎ 前回の基本計画の策定は、3.11の震災以前のことでした。景観と防災の結びつきが計画に出ていなかったと思います。防災に関する視点が入っていませんが、良いのでしょうか。今の時期、防災の観点は不可欠ではないのでしょうか。電線の地中化など、景観にも関係していることだと思います

◎ 重要なお指摘をいただきました。住民にとって、どちらも日々の生活に密着したものです。防災の視点も加えて答申したいと思います。電線の地中化等、是非盛り込みたいものがあれば、意見を出していただきたいと思います。

◎ あれもこれもと加えるのは問題があるかもしれませんが、少しは入れていただきたいと思いません。

◎ 具体的な計画・方針でなければ、前文や方針に入れることは可能だと思います。

◎ 甲賀市全体と土山の関係はどうなっているのですか。

景観形成地区を定めることになっていますが、環境保全地区、まちなみ修景地区等と景観法に関するものの関係はどう考えているのですか。

○ 二重に網がかかることがないように、「土山以外の甲賀市全域」と「土山」とに分けており、基準も違うものになっています。

景観形成地区のa～jについては、地区ごとにルール（基準）を定めることができます。土山地区における「保存樹林・樹木」などについては、景観法に基づく「景観重要樹木」との関連もありますが、現段階ですぐに置き換えすることはできないので、現状の運用をそのまま載せています。土山の説明会で意見を聞きながら、また審議会にお諮りしていきたいと考えています。

◎ 旧の条例をそのまま入れているのですか。

○ その通りです。今後、土山以外の地域も加えていくことを想定しています。

◎ 将来混合していかないか、心配だったので質問させていただきました。

◎ わかりにくいところだと思います。景観計画区域を、土山地域以外の市全体と旧土山地域にしようということです。旧土山地域については、これまでの取組の中で、市全体の基準よりも厳しい基準でのコンセンサスが取れていることから、そのまま利用しています。それ以外の地域については、市全体にかかったゆるやかな基準から、段階的に進めていくという考え方です。土山地域以外にも景観形成地区を増やしていきたいと考えています。将来的には全市がレベルアップしていくことを想定しています。

◎ 景観計画区域を2つにすることはできるのですか。

○ 可能です。

◎ 国道307号沿道、柚川沿川、土山地域については、既に行っているのですか。

◎ 既に基準がかかっています。今回の景観計画でも現状のレベルの県の基準を踏襲しています。

◎ 文化的景観について、条例上ではどのような位置づけになるのですか。7条が変更になるのですか。

- 7条が変更になります。
4月1日に施行された条例は滋賀県の条例をベースに、土山の条例を加えた形で移行した条例であり、景観計画の策定をもってこれからだんだん作り上げていくことになります。
- ◎ 文化的景観については後ほど集中して議論したいと思います。
- ◎ 全体の位置づけについて、新たに項目を付け加えるということよろしいですか？
- ◎ 他の地域についても土山の条例をベースにするのですか。
- 土山以外の甲賀市全域は、現在のところ1本でいきます。
- ◎ 土山のようなエリアが甲賀市内で他にもでてくる可能性があると思います。
- ◎ 土山について、景観への配慮を行う際に補助金が出る条例がありましたが、その扱いはどうなるのですか。
- 補助金の条例※は残っています。この条例は景観担当課ではなく、商工政策課が所管しています。
※街なみ修景整備事業補助金交付要綱
- ◎ まちなみ修景地区と関係があるのではないのですか。
- ◎ 旧町の時の景観計画の取組の中で、補助金等がある場合は、その扱いを検討していただきたいと思います。
- ◎ 整合性を取っていただきたいと思います。
- ◎ 補助制度は計画を進めるうえでも大きな力になります。是非検討していただきたいと思います。目次案についても審議を進める中で変わる可能性もあります。念頭においてご検討をお願いします。
文化的景観について、滋賀県内で1番目に指定されたのは八幡堀、2番目は海津でした。観光的な意味合いもあり、補助金的なメリットもあります。甲賀市にはたくさんの資源があるので、できるだけ指定を受けることができると良いと思います。最終的には文化財担当課の管轄になりますが、横断的な対応が望まれます。
- 4月24日の文化財担当課との会議では、甲賀市の紫香楽宮跡は1200年前からほとんど変わらない風景を残していることから、景観形成地区の指定についても、遺跡の範囲だけではなく、周辺も含めて景観形成地区の範囲に指定してもらえるとありがたいという話を聞いています。
- ◎ 地元にとっては目新しいものではないかもしれませんが、貴重な景観で全国的にも注目されています。ここが一番有力な候補地だと思ってよろしいでしょうか。
- 良いです。宮町は都市計画区域外であり、また新名神のICもできたことから、良好な景観の維持が非常に危うくなっています。本来であれば、都市計画区域や準都市計画区域の指定をしていきたいところですが、甲賀市は1市3都市計画区域と特殊な状況であることもあり、現在のところ景観で対応したいと考えています。自治振興会を中心に、文化財の保護、観光の視点を含めてやっていきたいと考えています。
- ◎ 地元ががんばっているのであればできると思います。
都市計画区域外であることは心配なことです。大津宮跡などもブームになってきていますが、多くの宮跡は宅地開発され、住宅などが建ってしまっています。紫香楽宮跡は良い状態を保っており、大切にしたいものです。個人的にも強力に進めていけると良いと思います。他にご意見はありますか。
- ◎ 重要文化的景観の範囲と遺跡の範囲は重なっているのですか。
- 遺跡の範囲よりも広い範囲で、周辺の山なども含めることができないかと考えています。
- ◎ そういうかたちで規制していくことができるのですか。
- そうしていこうとしています。
- ◎ 土山の東海道の松並木についても配慮していくことが可能ですか。
- 重要文化的景観については、関連する一帯を含めて対象とすることになるので、十分考えること

ができます。意見を反映していくことができます。

- ◎ 土山の犬野の松並木については、保存樹木に指定されています。
- 資料3のP3に内容が記載されています。法に基づいていないものもありますが、この位置づけを背景に、取り組んでいけると思います。
- ◎ 重要文化的景観でなくても、一体的に取り組んでいくことが大切だと思います。
- ◎ 資料2の文化的景観等の記載の追加に関して、景観基本計画の変更も考えているのですか。
- 基本計画はそのまま、景観計画に加えていくことを想定しています。
- ◎ 防災についても景観計画で対応されるということですか。
- 景観計画の中でも防災やバリアフリー、安全安心についてなど、できることは取り入れてお諮りしたいと考えています。
電柱の地中化についてなども、経費のことなどは別として「景観重要公共施設」の中に候補として加えていきたいと考えています。
- ◎ 古い建物は防災力が弱い。「古い建物を残す」ということと、「防災力を高める」ということは、相反することではないかと思えます。織り込んだ方が良いのか、別にした方が良いのか悩みます場面、場面で防災の視点が出ると良いと思えます。
- ◎ 防災の視点は加えた方が良いと思えます。防災について、防災セクションのみの対応となると、景観面がないがしろにされる可能性があります。双方からみた取組が必要だと思われれます。そこが景観形成地区を指定するメリットでもあります。すりあわせが大変だと思いますが、行政の責任としてお願いしたいと思えます。「住民の安全を守ること」が第一ですが、景観もできる範囲で取り組んでもらいたいと思えます。
- ◎ 上手いこと計画内にちりばめてもらえると良いと思えます。発言した内容が計画に反映されていると安心できますし、嬉しく思います。
- ◎ 大きな意味のあるご意見だと思います。重要文化的景観についても、動く時には、委員の皆さんに現地を見てもらう機会があると良いと思えます。
- ◎ 維持管理、保守について規制がありません。規制という考え方で計画をつくると、発展性がなくなります。発展性のある感じでまとめていただきたいと思えます。建物についても、古いものをそのままにというのではなく、今風に良いものにできるという表現にできると良いと思えます。
- ◎ 古いものについて、そのまま住んでいながら、「景観をどうするのか」を扱うのはとても難しいと思えます。規制だけではなく、提案を用意しておく必要があります。景観と暮らしの双方を良くしていくために知恵を使って欲しいと思えます。
また、景観を構成している建築物等に係る技術を持った工務店や大工が少なくなってきています。そうした技術の伝承も大切です。景観としてふさわしいものが残っていけば良いと思えます
- ◎ 信仰の場ということで、白洲正子の「かくれ里」で、油日岳を「山そのものが信仰である」と評価していました。表現として加えられたらどうかと思えます。
- ◎ 和田を油日にしていますが、どうしてなのでしょう。油日神社や大鳥神社は甲賀市イメージを代表するものでもあるので、歴史を考えて残していけると良いのではないかと思います。
- ◎ 地区とは別に景観重要樹木・景観重要建造物というものがあります。神社の周りを含めて鎮守の森として扱うなど、いろいろな手法があります。意見を出していただきたいと思えます。
- ◎ 紫香楽宮跡は大切です。
- ◎ 資料3の地区について、ご意見はありますか。
- ◎ 開発許可の届出は別ですか。
- 開発許可は別の条例となりますが、景観計画に記載した景観形成基準を元に配慮を求めることとなります。
- ◎ 面積要件で扱うことができるのですか。
- 景観法に基づく届出も開発許可の申請も、市で指導することができます。

- ◎ 許可の申請に関する書類を景観でも確認できると良いと思います。事前に届出をしていただき、承認を得た上で申請をしていただくことが考えられます。
申請の必要な規模の要件を見たさないミニ開発は問題です。
- ◎ 13m、4階建てで届出を出した場合、建てることはできないのですか。
- 「届出が必要」ということで、建てることはできます。色や意匠について配慮を求められます
景観法では高さの規制に強制力をもたせることはできません※。高さの規制は都市計画法の高度
地区等によります。
※景観法では建築物等の高さ制限を設けることができますが、変更命令の対象は意匠に限ら
れ、高さについては勧告（お願い）にとどまります。
- ◎ 建てたいと言われた場合は仕方が無いのですか。
- 周辺の景観にマッチするよう、配慮をお願いします。
- ◎ 基準等にどうしても建てたいということになったら、どうなるのですか。
- 指導・勧告・罰則等の規程があります。
- ◎ 届出の必要な高さ以下であった場合、届出がないということで、とんでもないものができる可能
性もあるのではないのでしょうか。
- 景観形成地区を指定することで対応していくことができます。土山では5m以上の建物について
届出が必要としています。
- ◎ 5mという高さは2階建て程度の高さであり、ほとんど全ての建物が届出の対象となります。「景
観」は軽くみられがちですが、地域の価値を高める力のあるものとして認識されつつあります。
- ◎ 某漫画家のニュースを思い出したもので、質問させていただきました。
- ◎ 人それぞれの考え方があります。甲賀市内の人と、市外から来る人との見解の相違があることも
あります。
- ◎ ガイドラインについて、個別地区のルールがあるのですか。
- ガイドラインは景観形成基準の詳細を示したものとなります。
- ◎ ガイドラインを厳しくすれば良いのではないか。
- 次回体系的にお示しします。
- ◎ ガイドラインを出していただいた方が、基準の話がしやすくなると思われれます。
- ◎ 信楽地域など、地域の特殊性を考慮したガイドラインが必要ではないですか。
- 次回以降にガイドラインの位置づけをお示しします。
- ◎ 甲南地域については、地区計画がかかっているのですか。
- 甲南庁舎の建設地は、滋賀県風景条例の河川景観区域・田園景観指定地区として位置づけられ
ていたことから、勾配屋根とするなど景観形成基準に配慮した庁舎のデザインを行っています。
庁舎の周辺についても景観形成基準を基に規制を設け、まちづくりへ反映しています。
- ◎ 田園景観の景観形成基準が、庁舎のデザイン、市街地のデザインに発展し、地区計画となってい
ます。
- ◎ スケジュールにある説明会やワークショップは、具体的に何をするのか決まっているのですか。
- 土山地域での説明会では、これまでの条例を景観法に基づく基準に移行することについて説明
をします。法により担保されることについて確認していただき、ご理解を求めます。
宮町については、都市計画の区域外であり、建築等について大きな制限のないという危機感があ
ります。まち歩き等のプロセスを通じて、まちづくり、景観づくりに係る機会づくりからスター
トしたいと考えています。
- ◎ 補助があること、住民とのかかわり等、どのように整理しているのか、出してもらいたいと思
います。
- ◎ ワークショップの対象となる人はどういう人なのですか。
- 具体的にはまだ決まっていません。景観の価値、大切さを、ワークショップを通じてご理解いた

だきながら進めていきたいと考えています。

- ◎ 第2回の審議会では、説明会やWSの状況もお話いただけると思います。1~2ヶ月に1回のペースで開催されることとなります。審議会のスケジュールにあわせて情報収集や住民の方へのヒアリングなどを意識していただき、議論の準備をお願いしたいと思います。
- ◎ 確認申請がいない小規模なリフォーム等の場合は対象にならないのですか。法的に「だめ」という風にできるのでしょうか。規制できないのでしょうか。
- 基準に定められた一定の規模以下の場合、規制することはできません。※
※景観形成地区を定めた上で、規制基準を「すべての建築物、工作物の新築、増築、変更に網をかける」ことで届出の対象とできます。但し、地域住民の合意形成が重要となります。
- ◎ 地域が「そんな風にしてもらおうと困る」という歯止めになっていただけるようになることが理想です
- 土山には監視員制度があるらしく、バス停に張り紙がありました。土山の条例は、「おたのみ条例」と言われるくらい、建物等が変更される時には地元と一緒にお願いしに行っていたと聞いています。その成果として、まちづくりの一環として形ができています。
- ◎ 「知っていたらこんなことはしなかった」ということがないようにしないといけないと思います
- ◎ 土山でも行き届かないところはあります。景観行政として、商業的な啓発活動は大切だと思います。
- ◎ 広報などのメディアを利用して、大々的にPRをしていくことが望まれます。
その他お気づきの点などがあれば、事務局にお伝えください。次回に向けて審議会の委員としての目で、景観やまちづくりを見てみてください。
- 次回の開催は、7月中旬頃を予定しています。

8. 閉会挨拶

<代理者あいさつ>

ありがとうございました。今日から景観計画の策定が始まりました。

基本計画の策定時には、甲賀市にたくさんの資源があることを誇らしく思いました。次世代につなぐために景観計画は大切なものです。審議会はあと3回あります。どうぞよろしくお願ひします。